

危険物事故災害対策計画

ま え が き

本計画は、市内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定める。

なお、海上への危険物等の流出による災害については、「海上事故災害対策計画」に、また、原子力災害対策特別措置法第2条第4号に規定する原子力事業所に係る原子力災害については、「原子力災害対策計画編」の定めるところによる。

本市における危険物等の取扱施設の現状

危険物等事故災害対策で扱う各種危険物には、火災の発生危険につながる酸化性固体、可燃性固体、自然発火性物質等の消防法で定める特定の物質の他に、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス、火薬類、毒物、劇物、放射性物質等様々なものがある。

これらの物質はそれぞれ形状、性質等が異なり、災害時の危険性も様々である。例えば、消防法に定める危険物では、火がつきやすいもの、自然に発火するもの、引火や発火を促進、助長するもの等火災の発生の危険性が大きく、また、火災拡大の危険性を備えている。さらに、これらの危険物は、通常の水による消火手段では消火できないものや、より一層火災を拡大させてしまうなど消火の困難性が高いものが多く存在する。

そのため、これらの安全対策については、それぞれ以下の法令により規制・指導を行っている。

危険物の種類	関係法令
危険物	消防法、危険物に関する政令
高圧ガス・液化石油ガス	高圧ガス保安法
毒物・劇物	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
火薬類	毒物及び劇物取締法
都市ガス	火薬類取締法
	ガス事業法

本市では、以上の危険物等のうち、危険物、高圧ガス、液化石油ガス施設については、各法令の規定に基づき、危険物施設の把握を行っている。

第1章 災害予防計画

第1節 危険物等事故災害の予防対策（各災害共通事項）

担 当	責 任 者	消防長
	課	警防課、予防課(各署所)
	関 係 機 関	危険物等取扱事業者

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

市は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努める。

また、危険物等事故災害が生じた場合には、その原因の徹底的な究明に努め、必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国・県へ要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

(1) 保安体制の確立

ア 危険物等の貯蔵・取扱を行う者（以下、「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱施設等の定期点検、自主点検の実施等、自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、災害が生じた場合は、その原因の徹底的な究明に努め、再発防止を図るものとする。

イ 消防本部

必要に応じ立入検査等を実施し、危険物等の保管状態、自主保安体制等実態を把握し、資機材を整備・充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図る。

(2) 保安教育の実施

危険物取扱事業者は、有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理に努める。

また、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

第2節 実施機関の予防対策

担 当	責 任 者	消防長
	課	警防課、予防課（各署所）
	関 係 機 関	危険物等取扱事業者

第1 日上市

- (1) 県、警察及び危険物等取扱事業者との情報連絡体制の整備を推進する。
- (2) 危険物等事故災害に対する防災対策の強化のため、各種計画等の作成を図る。
- (3) 危険物等取扱事業者の把握を行うとともに、防災体制の整備について規制・指導を行う。
- (4) 危険物等事故災害に関する知識普及を図る。
- (5) 危険物等事故災害に関する対応訓練を実施する。
- (6) 危険物等事故災害対策用資機材及び医薬品の整備を行う。

第2 茨城県

- (1) 市、関係行政機関及び関係事業者との情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- (2) 市及び事業者と協力して事業所の自主保安体制を整備する。
- (3) 消防機関及び事業者と協力して教育及び訓練等の充実を図る。
- (4) 市の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努める。

第3 危険物等取扱事業者

消防法及び本市火災予防条例等危険物関係法令に基づき、危険物及び危険物施設等に係る安全管理に必要な措置を講じる。

第4 都市ガス事業者

ガス事業法等関係法令に基づき、都市ガス施設に係る安全管理に必要な措置を講じる。

第3節 防災体制の整備

担当	責任者	総務部長
		消防長、関係各部長
	課	防災対策課、警防課、予防課（各署所）、関係各課
	関係機関	危険物等取扱事業者

第1 情報の収集・情報連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 危険物等取扱事業者

危険物等事故災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制を整備する。

また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努める。

イ 市

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備する。

第2 職員の活動体制の整備

市は、それぞれの実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させる。

第3 消防活動体制の整備

消防本部は、危険物等取扱事業者の火災等緊急時における円滑な消防活動の実施に向け、消防活動体制の整備に努める。

第4 防災関係機関相互の連携体制

(1) 協定の締結

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進する。

なお、県及び市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていく。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

第1章 災害予防計画

第3節 防災体制の整備

(茨城県)

- ・「震災時等の相互応援に関する協定」

(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県)

- ・「災害時における福島県、茨城県及び栃木県三県相互応援に関する協定」

(福島県、茨城県、栃木県)

(日立市)

- ※ 災害時等の相互応援に関する協定 (資料編 資料 2-1)

- ※ 茨城県広域消防相互応援協定 (資料編 資料 9-10)

(2) 民間事業者の活用等

平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

(3) 備蓄体制

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時には有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

(4) 人材の活用

ア 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用するような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

イ 発災時の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努めるものとする。

(5) 県への応援要請

県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第5 救助・救急、医療及び消火活動への備え

市は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努める。

また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育・訓練を行い、救急・救助機能の強化を図るものとする。

地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

第1章 災害予防計画

第3節 防災体制の整備

なお、これらの広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

第6 緊急輸送活動体制等の整備

市は、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図る。

また、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

さらに、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

第7 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

市は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努める。

第8 避難収容活動体制の整備

市は、あらかじめ、指定緊急避難場所・避難路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行う。

第9 広報体制の整備

市は、収集した情報等を正確、迅速に市民及び関係機関へ伝達するための広報体制についても整備を推進する。

第10 各種計画等の作成

市は、危険物等関係施設の防災に関して、危険物施設等消防活動基準、ガス漏れ事故に関する消防活動基準、毒・劇物関係施設火災消防活動基準、多数傷病者発生時の救助救急活動基準等に基づき、警防計画を作成するほか、都市ガス事業者をはじめとした危険物取扱事業者の協力を得た個別事業者の災害対策の作成を進め、防災対策の強化に努める。

第11 災害復旧への備え

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存する。

第12 防災知識の普及、住民の訓練

市及び危険物等取扱事業所は、危険物安全週間、防災関連行事等を通じ住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障害者、外国人乳幼児等災害弱者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

さらに、市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

市は、交流センター等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

第4節 危険物等取扱事業者への指導

担 当	責 任 者	消防長
	課	警防課、予防課（各署所）
	関 係 機 関	危険物等取扱事業者

第1 消防法で定める危険物

(1) 許可施設に対する指導

消防本部は、貯蔵・取扱施設の設置又は変更の審査・検査に際しては、消防法等の定める基準のほか、消防活動上有効な幅員の道路の確保、消火資機材の整備等の指導を行い、安全確保を図る。

また、万一災害が発生した場合に備えて、必要な措置、薬剤等を記したマニュアルの作成について指導を行う。

(2) 仮貯蔵・仮取扱施設に対する指導

消防本部は、仮貯蔵・仮取扱承認申請審査時の指導のほか、立入検査時に危険物の適正管理について指導を行う。

(3) 指定数量未満の危険物の取扱に対する指導

消防本部は、少量危険物の貯蔵取扱施設は、火災予防条例に基づき、届出書類の審査及び現地の立入検査において規制、指導を行う。

少量危険物施設への主な指導事項は次のとおり。

- ア 消火器の未設置
- イ 失効消火器の交換
- ウ 雑品の除去
- エ 収容容器に表示等の明記
- オ 掲示板・標識板の掲示
- カ 貯蔵量の厳守
- キ 各届出提出指導

第2 高圧ガス、液化石油ガス等

(1) 実態調査

消防本部は、高圧ガス、液化石油ガス施設等の許認可等の通知があった場合には、現地調査を行うとともに、関係者から現況についての資料提供を求め、実態把握に努める。

(2) 消防本部は、事前指導高圧ガス等のうち、可燃性ガス等の大規模貯蔵タンクの設置に際しては関係法令の基準によるほか、防災対策を考慮した構造及び設備とするよう指導する。

(3) 消防本部は、自主保安指導災害時の自主保安管理体制の強化を指導するとともに、消防計画・防災計画の作成、実践的な防災訓練の実施を指導する。

また、万一災害が発生した場合に備えて、必要な措置、薬剤等を記したマニュアルの作成について指導を行う。

第3 毒物・劇物

(1) 実態調査

消防本部は、毒物・劇物貯蔵取扱施設の届出があった場合には、施設の実態について把握するとともに、出火防止等の指導を行う。

(2) 消防本部は、自主保安指導災害時の自主保安管理体制の強化を指導するとともに、毒物・劇物の流出、漏洩が発生した場合の消防機関への早期通報体制、周辺住民の避難誘導体制の確立を指導する。

また、万一災害が発生した場合に備えて、必要な措置、薬剤等を記したマニュアルの作成について指導を行う。

第4 危険物等に関する防災知識の普及及び防災訓練

市は、危険物等災害における職員、市民に対する防災知識の普及及び防災訓練の実施に関しては、本編事故災害対策計画第1章第3節「防災知識の普及計画」により行う。

第5節 石油類等危険物施設の予防対策

担 当	責 任 者	消防長
	課	警防課、予防課
	関 係 機 関	危険物取扱事業者

石油類等危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの）施設に関する予防対策は、共通事項に定めるほか次のとおり。

第1 施設の保全

(1) 事業者

消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

第2 石油貯蔵タンクの安全対策

(1) 消防本部

ア 地盤対策

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導する。

(2) 事業者

ア 防災管理システムの強化

漏洩、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図る。

イ 防災設備の強化

耐震、防火上の配慮と防油堤の強化及び敷地周辺の防震措置の強化を図る。

第3 保安体制の確立

(1) 事業者

消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図る。

(2) 消防本部

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱の方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

第6節 高圧ガス・火薬類の予防対策

担当	責任者	消防長
	課	警防課、予防課（各署所）
	関係機関	茨城県（商工労働部）、日立警察署、東京ガス日立支社、 危険物等取扱事業者、高圧ガス保安協会

高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおり。

第1 一般高圧ガス（毒性ガスを除く高圧ガス）・火薬類対策

- (1) 高圧ガス等の保安検査、立入検査
県は、火薬類、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱い等を規制し、指導を行う。
- (2) 保安団体の活動の推進
県は、関係業種別に保安団体の自主保安活動の積極的な推進を指導する。

第2 毒性ガス対策

- (1) 毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進
 - ア 事業者
 - ①事業所の所在する自治体等が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施する。
 - ②被害を最小限に止めるため、事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等を設置する。
 - ③発災時の近隣住民避難のために、必要な広報手段、ガスマスク等防災用機器の整備を図るとともに、市町村等行政機関と日頃から連携を密にし、対策を講じる。
 - ④また、関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成するなどして、発災時における応急対策の協力体制の整備に努める。
 - イ 県（商工労働部）
 - ①発災時における迅速な被害防止体制の確立を図るため、毒性ガス取扱事業所に関する必要な情報について、所在地の所轄消防署に提供する。
 - ②また、毒性ガス施設の事故による被害防止を図るため、隣接県との間で、平常時から毒性ガス施設の分布状況、関係機関の窓口など所要の情報交換を行う。
 - ウ 市災害対策本部
毒性ガス漏洩を想定し、住民への広報手段、避難誘導法、指定緊急避難場所をあらかじめ定めておくものとする。
また、事業者との緊急連絡体制を整備する。

第3 都市ガスの予防対策

(1) 消防本部

ガス事業法の規定に基づき、必要に応じ、火災予防査察を実施し、火災の未然防止を図る。

また、災害予防上必要と認めるときは、ガス事業者に対し保安上とるべき措置について通報する。

当該災害予防上の措置について通報する範囲は関係機関と協議の上、別途計画する。

(2) 事業者

前記通報を受けたときは、直ちに防災上必要な対策を講じることができる体制を整備する。

第4 大規模な地階のガス漏れ及び爆発事故予防対策

(1) 関係機関による「申し合わせ」の作成

大規模な地階（以下、地階という。）の存する消防本部にあつては、ガス事業者等関係機関と緊急時における初動体制、現場における措置等について「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス事故防止体制の強化を図る。

(2) 保安規程等の提出

事業者ガス事業法第30条の規定に基づき通商産業大臣に届け出ることとされている（簡易ガス事業者はこれを準用する。）保安規程の写しを、ガスの供給区域を管轄する市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては市町村長。以下同じ。）又は消防署長に提出する。

ガス事業者と液化石油ガス販売事業者は、毎年度導管及び遮断装置に係る図面を消防長又は消防署長に提出する。

ただし、既に提出した図面に変更がない場合及び軽易な変更のものについてはこの限りではない。

(3) 災害訓練の実施

ガス事業者と液化石油ガス販売業者及び地階管理者は、関係機関の協力を得て、ガス災害訓練を毎年1回以上実施する。

(4) 関係機関の協力の推進

ア 事業者

ガス事業者と液化石油ガス販売事業者、若しくは保安機関（販売事業者から委託を受けて消費者の点検を行う機関）は、地階の定期点検の実施にあつては、事前に消防機関に点検計画を連絡するとともに、消防機関が実施する地階に対する予防査察について協力する。

イ 消防本部、事業者

地階の関係者に対し、ガス漏れ災害を防止するための平常時及び緊急時の指導を協力して行い、日頃からガス漏れ災害時の協力が得られるようにしておく。

(5) 市ガス災害対策協議会の設置

ア 消防本部

第1章 災害予防計画

第6節 高圧ガス・火薬類の予防対策

地階を有する本市は、ガス災害に関し、関係機関を構成員とするガス災害対策協議会を設け、所要の連絡調整を図る。

※〔大規模な地階〕の定義

消防法施行令別表1(1)から(4)まで、(5)のイ、(6)及び(9)のイに掲げる防火対象物の地階で、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、及び消防法施行令別表1(柑のイに掲げる防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上でかつ同表(1)から(4)まで、(5)の項のイ、(6)又は(9)のイに掲げる防火対象物の用途に供される部分の総面積の合計が500平方メートル以上のものをいう。

第5 ガス事業者の災害予防

(1) 上流側施設

工場、輸送幹線、ホルダー等は、大災害にも耐えられるように設計するとともに、厳しい施工管理と密度の高い設備管理により十分な防災性を維持する。

(2) 下流側施設

配給導管網、需要家のガス設備に対しても、「ガス導管耐震設計指針」(日本ガス協会)等、技術指針に基づいて敷設する。

(3) ガス施設

ガスの漏洩による、爆発事故等を防止するため、ガス事業法に基づく規制を定めると同時に、必要に応じてガス施設の巡視及び臨時点検を行い、災害発生の未然防止に努める。

(4) 応急復旧資材

災害の発生に備えて、応急復旧資材の調達方法をあらかじめ定めておき、平常時から保管すべきものの調達については備蓄し、発災前後に調達すべきものについては即時調達できるような体制を確立する。

第7節 毒劇物取扱施設の予防対策

担 当	責 任 者	消防長
	課	警防課、予防課（各署所）
	関 係 機 関	危険物等取扱事業者、茨城県（保健福祉部）

毒劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおり。

第1 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

(1) 登録施設に対する指導

県（保健福祉部）は、毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務づけられている施設に対しては、危害防止規定の整備を指導する。

(2) 登録外施設に対する指導

県（保健福祉部）は、上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物又は劇物の取扱量を調査し、特に多量に取り扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

第2 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

(1) 危害防止規程の整備

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備する。

(2) 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

(3) 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

- ア 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者
- イ 設備等の点検・保守を行う者
- ウ 事故時における関係機関への通報を行う者
- エ 事故時における応急措置を行う者

(4) 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造施設、配管、貯蔵施設、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

(5) (4)に掲げる毒物又は劇物関連施設の整備又は補修に関する事項

(6) 事故時における関係機関への通報及び応急措置に関する事項

(7) (3)に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

第8節 化学消防力の強化と化学消火薬剤の整備

担 当	責 任 者	消防長
	課	警防課、予防課（各署所）
	関 係 機 関	関係防災機関

第1 化学消防力の強化と化学消火薬剤の整備

- (1) 危険物に関する各種講習会、研修会の充実（少量危険物取扱従事者講習会の実施等）
- (2) 危険物安全週間等各種安全週間の充実（危険物安全週間の実施等）
- (3) 事業所における危険物等の火災、漏洩を想定した防災訓練の徹底
- (4) 移動途中での災害を想定した訓練の充実

危険物等に起因する火災の特殊性から、化学消防自動車等の整備、化学消防隊の整備及び化学消防力の強化を図る。

また、県と協力し化学消火薬剤の備蓄及び維持管理に努める。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡

担 当	責 任 者	総務部長
	班	総務班、総務部庶務班
	関 係 機 関	茨城海上保安部、県（防災・危機管理課、高萩工事事務所）、日立警察署

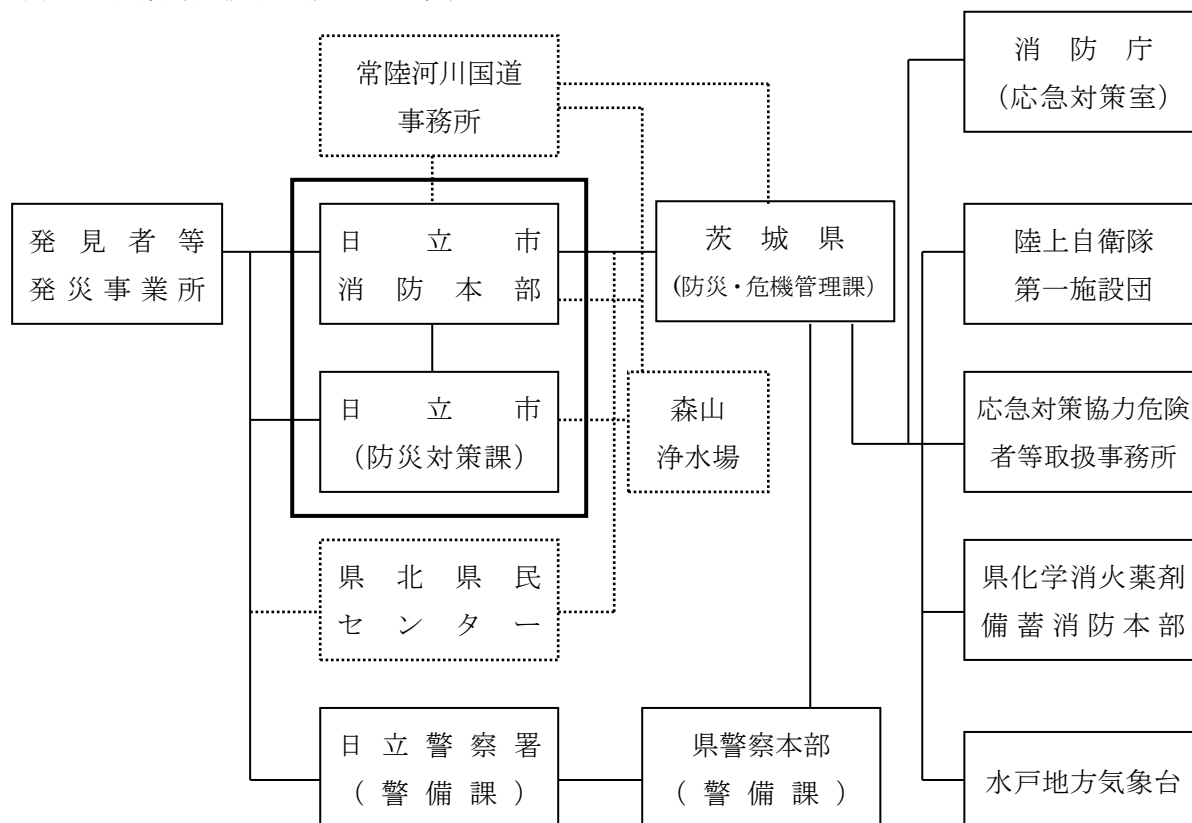
第1 災害情報の収集・連絡

市は、危険物等災害の発生又は発生のおそれがある事故の発生連絡、通報を受けた場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告する。

第2 災害情報の収集・連絡系統

各種災害ごとの災害情報・連絡系統は次のとおりとする。

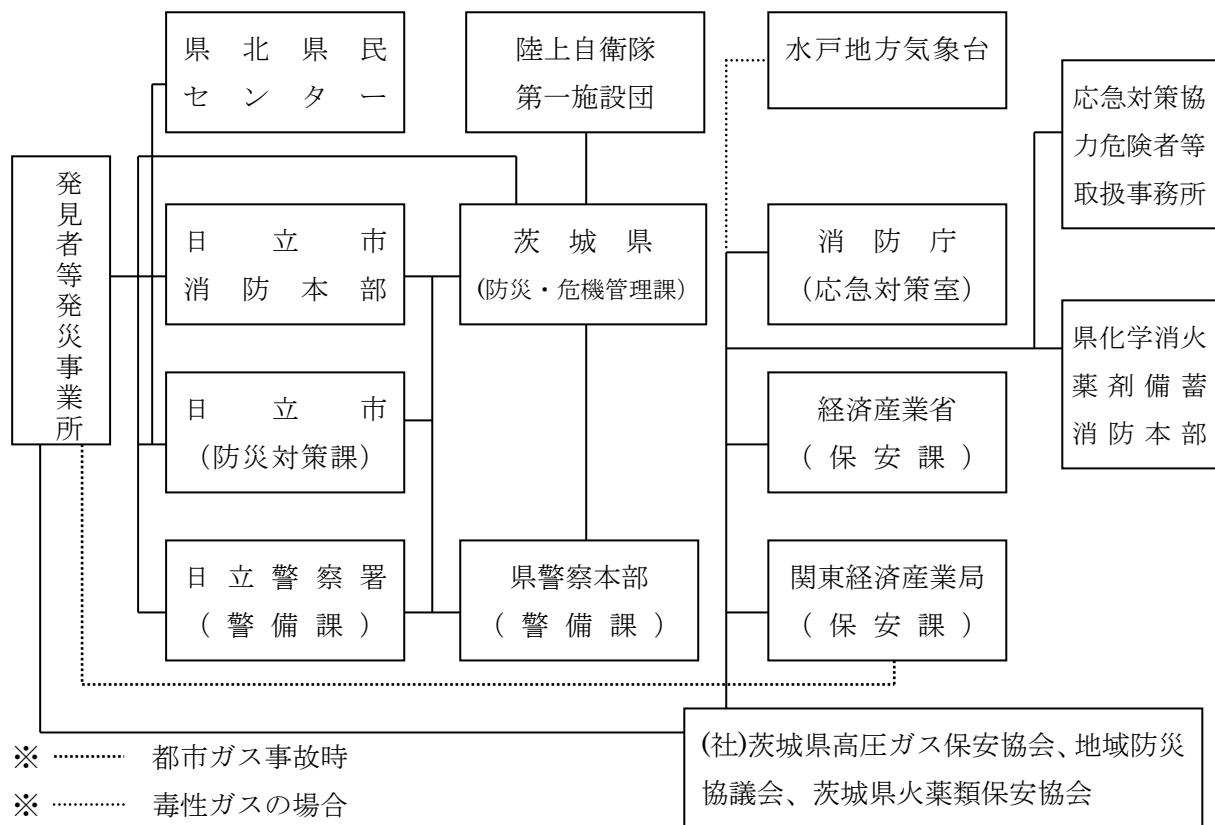
(1) 石油類等危険物施設での災害発生



※ 河川等漏洩時のみ

第2章 災害応急対策計画
第1節 災害情報の収集・連絡

(2) 高压ガス・都市ガス・火薬類・毒性ガス・大規模な地階のガス漏れの災害



第3 災害情報の収集・伝達

市は、国・県及び関係機関からの情報を収集するとともに、自らも被害情報の把握に努めるものとし、各種情報等の利用により被害規模の把握を行う。

また、調査収集した情報は災害対策本部へ報告し、関連各機関に伝達する。危険物等災害発生時の情報収集項目は以下のとおり。

なお、各機関への情報伝達事項、県への報告に関しては、本編事故災害対策計画第2章第2節「災害情報収集伝達計画」のとおり。

- ①事故発生日時、場所等事故の概要
- ②事故車両、船舶の状況（危険物等輸送時の事故の場合）
- ③発災施設の破損状況
- ④危険物の種類とその特性
- ⑤被害の状況（要救助者及び傷病者の有無と状況等）
- ⑥危険物の周辺への拡散、漏洩の有無
- ⑦火災発生の有無
- ⑧延焼及び汚染区域の範囲及び拡大の有無
- ⑨地域住民の避難の必要性、避難状況
- ⑩危険物等取扱事業者の措置状況
- ⑪国、県の措置状況
- ⑫気象情報等

第4 災害情報の通報

危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市（防災対策課）、消防署又は日立警察署に通報する。

第5 市民等への情報提供

市及び防災関係機関は、相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、市民等へ適切に提供する。

また、情報の伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等を行うよう努める。

第2節 応急活動体制

担 当	責 任 者	総務部長
		消防長、各部長
	課	総務班、人事班、消防部庶務班、警防班、消防本部情報班、警備班
	関係機関	県（防災・危機管理課）、日立警察署、 危険物等取扱事業者（都市ガス事業者含む）

第1 危険物等事故災害配備体制の確立

(1) 各部の配備・動員計画

ア 各部長は、所管部の職員動員計画により、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めなければならない。

また、人事異動等により計画の内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正するとともに、関係職員に対しその旨を周知する。

イ 各部の配備・動員計画は、配備の種別ごとに、次の内容により作成する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①災害時の職員動員連絡体制表 ②動員配備別区分参集数 |
|---|

ウ 各課長は、作成若しくは修正した計画を、随時防災対策課に報告する。

なお、防災対策課は、各部から報告された配備・動員計画を適切に管理し、非常時の動員連絡に万全を期する。

危険物災害時の配備体制について

災害対策本部設置前の配備体制

種別	配備該当事由	配備体制
第1・第2事前配備体制 災害情報連絡会議	1 次の基準により、総務部長が必要と認めたとき。 (1) 危険物等事故により、災害情報連絡会議体制をとる必要が生じた場合 2 その他の状況により総務部長が必要と認めたとき。	1 災害情報連絡会議員及び各部連絡員の職員を配置し、情報連絡活動が円滑に行え得る体制とする。 なお、勤務時間外においては、状況により当直体制をとる。 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
第1次動員体制 災害警戒体制本部	1 次の基準により総務部を所管する副市長が必要と認めたとき。 (1) 危険物等事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合 2 その他の状況により総務部を所管する副市長が必要と認めた場合	1 市各部課がそれぞれ分掌する事務に応じて、必要と認めた人数又は職員の3分の1を参集し、災害の発生拡大を防止するための体制とする。 2 情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制をとる。 3 事態の推移に伴い速やかに第2動員体制に移行しうる体制とする。 4 配備体制を強化し、災害対策本部の設置に備える体制とする。

第2章 災害応急対策計画

第2節 応急活動体制

災害対策本部設置後の職員の配備体制

種別	配備該当事由	配備体制
第2次動員体制	危険物等事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、漏洩物により嚴重な警戒体制をとる必要のある場合又はその他の状況により本部長が必要と認めた場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 市各部課がそれぞれ分掌する事務に応じて、必要と認めた人数又は職員の2分の1を参集し、災害の発生拡大を防止するための体制とする。 2 情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする。 3 事態の推移に伴い、速やかに第3次動員体制に切り替えができる体制とする。
第3次動員体制	危険物等事故により、多数の死傷者等が発生したとき、大規模な火災の発生、河川域に相当な被害が発生し、第2次動員体制では対処できない場合又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	市各部課が有する組織、機能の全てをもって対処する体制とする。

第3節 石油類等危険物施設の応急対策

担 当	責 任 者	消防長 都市建設部長、生活環境部長、公営企業管理者（上下水道部長）、総務部長、市長公室長
	班	消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班、土木班、環境第2班、上下水道部総務班、調査復旧（浄水）班、総務班、広報班
	関係機関	茨城海上保安部、常陸河川国道事務所、県（防災・危機管理課、高萩工事事務所）、日立警察署、河川管理者、危険物取扱事業者

第1 危険物火災等の応急対策

(1) 危険物取扱事業者

火災が発生した場合は、直ちに、119番通報するとともに、自衛消防組織を動員する。

(2) 消防本部、危険物取扱事業者の自衛消防組織

直ちに、危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行う。

この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮する。

また、大量の放泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じる。

市災害対策本部は、必要に応じて日立警察署と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導する。

(3) 県（防災・危機管理課）

県内6消防本部に備蓄する泡消火薬剤を、発災地点の消防機関等に緊急支援する。

また、必要に応じて、県内等の防災機関が保有する泡消火薬剤等応援資機材の支援の斡旋や調整を行う。

(4) 茨城海上保安部

海上における消火活動を行うものとし、また、可能な場合は、海上から必要に応じて支援する。

第2 危険物の漏洩応急対策

市は、必要に応じて日立警察署と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

河川管理者等の協力要請があった場合又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施する。

また、回収された油等廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させる。

なお、処分までの一時保管にあたっては地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたる。

石油類等油脂類が河川等に漏洩した場合は、以下の応急対策をとる。

第2章 災害応急対策計画

第3節 石油類等危険物施設の応急対策

なお、河川等を流下するなどして海上に影響が及んだ場合は、「海上事故災害対策計画」により対応する。

(1) 排出原因者

直ちに土のう設置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に 119 番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行う。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収にあたっては消防機関等の指示に従う。

(2) 消防本部

直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとる。

また、排出の原因者を確定して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施する。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用するものとする。

有毒ガスが発生している場合又は発生するおそれのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行う。

(3) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

(常陸河川国道事務所、高萩工事事務所、都市建設部土木班)

適切な位置にオイルフェンスを展張するなどして、流出油の拡散等を防御する。

また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施する。

(4) 県（防災・危機管理課）

緊急水質事案対策要領に基づき、水質保全のための迅速な対応を図る。

危険物の回収マット等防御資機材について、関係機関から要請があった場合は、この調達を斡旋するとともに、回収された油等廃棄物の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正な処理の指示、監督を行う。

また、地域住民や油回収従事者の健康を守ることを目的として、周辺の大気環境をモニタリングし、把握情報を随時関係機関へ提供する。

第3 水溶性危険物の漏洩対策

市は、必要に応じて日立警察署と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

第2章 災害応急対策計画

第3節 石油類等危険物施設の応急対策

河川管理者等の協力要請があった場合又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施する。

回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させる。

なお、処分までの一時保管については地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導する。

アルコール等水溶性の危険物が漏残した事故において防災関係は、次の応急対策をとる。

(1) 排出の原因者

直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行う。

回収にあたっては、消防機関等の指示に従う。

(2) 消防本部

直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとる。

また、排出の原因者をして、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施する。

(3) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

(常陸河川国道事務所、高萩工事事務所、都市建設部土木班)

パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施する。

また、必要な場合は、市町村等防災関係機関に協力を要請する。

(4) 県(防災・危機管理課)

危険物回収について、要請があった場合、資機材等の調達を斡旋するとともに、回収された廃棄物の処置について、適正な処理の指示、監督を行う。

また、緊急水質事案対策要領に基づき、河川等公共用水域の水質汚染防止対策にあたる。公害技術センターは水質汚染状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供する。

第4章 浄水の安全確保

市は、危険物の漏洩事故発生を確認した場合は、直ちに、当該漏洩地点の下流域で取水する森山浄水場及び十王浄水場へ、漏洩事故発生の主旨を通報する。

また、浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展張、取水停止等適切な措置をとる。

場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進する。

第4節 高圧ガス、火薬類の応急対策

担 当	責 任 者	消防長
		総務部長、市長公室長
	班	消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班、総務班、広報班
	関係機関	日立警察署、自衛隊、東京ガス日立支社、茨城県高圧ガス保安協会、茨城県火薬類保安協会、日立市防災協会

第1 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

市は、必要に応じて日立警察署と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

(1) 事業者

直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝え、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は日立警察署へ届け出る。

自らの防衛措置の実施が不可能な場合は、(有)茨城県高圧ガス保安協会及び地域防災協議会等へ協力を要請する。

(2) 消防本部

高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行う。

火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動する。

(3) 県（防災・危機管理課）

消防本部等防災機関から被害の情報や応急対策の実施状況を常時把握し、必要に応じて防災資機材の調達、斡旋、又は県保有の化学消火薬剤による支援を行う。

また、(株)茨城県高圧ガス保安協会や地域防災協議会への協力要請や自衛隊への出動要請を行う。

(4) 自衛隊

県から要請があった場合、火薬等の取扱についての情報提供や専門家を派遣する。

また、県から出動要請を受けた場合、火薬類の爆発事故等応急対策について迅速に出動し処置する。

(5) 茨城県高圧ガス保安協会、茨城県火薬類保安協会

協力要請に基づき、事業所の実施する応急対策に協力する。

その際は防災関係機関と連絡を密にする。

第2 毒性ガス応急対策

市は、発災事業所から有毒ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うなどの措置を関係機関に要請するとともに、迅速に被災地周辺住民等へ広報する。

第2章 災害応急対策計画

第4節 高圧ガス、火薬類の応急対策

避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏洩継続時間、拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導を行う。

(1) 事業者

直ちに施設等の応急点検を実施し、シャットダウン等応急の漏洩防止措置をとり、可能な場合は固定消火設備等を活用し、水噴霧による希釈、吸収措置をとるとともに消防機関に119番通報し、事故発生状況及び毒性ガスの性状を伝える。

また、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、風上側に占位することに留意し、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤等による中和防除措置、及びビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を実施する。

自ら実施が不可能な場合は、高圧ガス保安協会又は地域防災協議会等へ協力を要請する。

(2) 消防本部

事業者と協力して、ガス漏洩防止等応急措置を実施する。

また、住民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、避難の遅れた住民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送にあたる。

(3) 県（防災・危機管理課）

国や専門家から情報を得て、迅速に有毒ガスの性状、応急措置法等の情報を提供する。

また、水戸地方气象台等と連携し、気象及び大気情報等から有毒ガス拡散予測等の情報を随時提供する。また、高圧ガス保安協会又は地域防災協議会あるいは応急対策協力危険物取扱事業所に対し、発災事業所の実施する応急措置への協力を要請する。

神経性ガス等猛毒のガスの漏洩については、避難対策、漏洩ガスの防除方法についての指導やガス検知器等資機材の貸与について、自衛隊に応援又は協力を要請する。

(4) 茨城県高圧ガス保安協会、地域防災協議会

発災事業所又は県から要請を受けた場合、直ちに、応急措置の実施について発災事業所に協力する。

第3章 都市ガスの応急対策

市は、必要に応じて日立警察署と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うなどの措置を関係機関に要請するとともに、被災地周辺住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。

(1) 事業者

直ちに、ガス供給の停止等応急措置をとり、応急点検を実施するとともに、119番通報するものとする。

漏洩ガスの滞留による引火爆発防止のため、可燃性ガス濃度を測定し安全を確認するなどし、消防機関等に協力する。

火災発生時は、直ちに消火活動を行う。

ア 非常時の体制

災害が発生又は予想される場合、東京ガス(株)は、本社に「非常災害対策本部」、茨城導管事業部には「非常災害対策支部」を設置し、災害対策の迅速かつ適切な実施を図る。

第2章 災害応急対策計画

第4節 高圧ガス、火薬類の応急対策

イ 緊急対策

二次災害防止のため必要な場合は次の措置を行う。

①緊急遮断

工場、輸送幹線、ホルダー等には感震器、緊急遮断装置を取り付けてあり、必要があればガス送出停止の措置を取る。

②導管網のブロック化

供給区域全体の中圧導管網を対象として、ブロックを形成する。被害が甚大なブロックは本社から遠隔操作でバルブを閉めてブロック化を行いガスの供給を停止する。

ウ 復旧対策

事故災害の迅速な復旧のため、次の措置を行う。

①動員体制

男子社員、ガス工事関係会社社員を動員し、非常災害対策組織を編成し復旧にあたる。また、必要により全国のガス事業者に応援を要請する。

②資機材の備蓄

緊急用、復旧用資機材並びに飲料水、食料等を各基地に一定量を備蓄する。

③復旧作業

社会的重要度の高い施設及び道路被害、家屋損傷、火災等、被害の比較的軽い地域を優先して復旧に着手する。

ガス供給上の上流側から「復旧ブロック形成・調査・修理・供給再開」を繰り返し速やかに復旧する。

④広報活動

需要家に対して、報道機関や広報車等を通じガス栓の閉栓等必要な広報を、事故発生から供給再開時まで、段階的に随時実施する。

(2) 消防本部

事業者に対し、ガス漏洩箇所等に対するガスの供給停止措置を指示し、消火活動等応急対策を実施する。また、応急対策の実施にあたっては、事業者と連携し、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害の防止に留意する。

第4 大規模な地階のガス漏れ及び爆発事故応急対策

市は、必要に応じて日立警察署と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うなどの措置を関係機関に要請するとともに、被災地周辺住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。また、避難及び火気使用の厳禁の広報を行うとともに、医療機関と調整し、負傷者の受入体制を整える。

(1) ガス漏洩対策

ア 地階管理者

直ちに応急点検を実施し、ガス供給ラインの停止など必要な措置をとりガス漏洩を防止し、着箇所の遮断、ガス、蒸気の建物外への排出、拡散を図る等爆発防止措置をとるとともに、地階に位置する人の速やかな退避誘導と火気使用厳禁について、緊急広報する。

速やかに119番通報し、事故の状況、実施した応急措置を消防機関に伝える。

また、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者に直ちに通報する。

第2章 災害応急対策計画

第4節 高圧ガス、火薬類の応急対策

イ 消防本部

ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、ガス検知管等を用い安全を確認しつつ、地階に位置する人の退避を誘導し、現場付近の火気使用の厳禁を広報するものとする。

負傷者の救急搬送に備え、あらかじめ救急車を適切な位置に待機させる。

応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮する。

可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用する。

ウ ガス事業者、液化石油ガス販売事業者

消防機関の協力のもと、ガス漏洩防止措置、その他応急対策を実施する。

(2) ガス爆発対策

市は、必要に応じて日立警察署と連携するなどして、避難区域（又警戒区域）の必要性を判断し、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うなどの措置を関係機関に要請するとともに、被災地周辺住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導する。避難及び火気使用の厳禁を広報するとともに、医療機関へ通報し、受入体制を整える。

ア 地階管理者

直ちに119番通報し、事故の状況、実施した応急措置、負傷者等の発生状況を消防機関に伝える。

また、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者に直ちに連絡する。

イ 消防本部

ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、爆発に伴う消火作業を実施するとともに、地階からの脱出誘導、負傷者等の応急手当、医療機関への救急搬送を行うものとする。

二次爆発を警戒し、ガス検知管を使用し安全を確認して活動する。

応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮する。

可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用する。

ウ ガス事業者、液化石油ガス販売事業者

消防機関と協力して、消火及びガス漏洩防止措置を行う。

エ 県（防災・危機管理課）

医療機関の応援等調整を行い、緊急搬送において防災ヘリコプターの使用を調整する。

第5節 毒劇物取扱施設の事故応急対策

担 当	責 任 者	消防長 都市建設部、総務部長、市長公室長、公営企業管理者（上下水道部長）
	班	消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班、都市建設部庶務班、総務班、広報班、調査復旧班(浄水)
	関係機関	県（防災・危機管理課）、日立警察署、危険物等取扱事業者

第1 有毒物質漏洩対策

市は、毒劇物の現状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うなどの措置を関係機関に要請するとともに、被災地周辺住民等に迅速に広報するものとする。

有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩持続時間予測に配慮し、気象状況等による拡散濃度予測等を下し、適切に避難誘導又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行う。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行う。

(1) 事業者

直ちに応急点検を行い、ショットダウン等応急措置を実施して漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況並びに毒性、化学及び物理的性状を伝える。

また、防護服を着用するなど安全を確保して、漏洩箇所に風上側から接近し、また部署位置して、回収容器等による回収措置、注水冷却措置、薬剤による中和措置、ビニルカバー等による被覆措置等の応急措置を行う。

自ら実施が不可能な場合は、応急対策協力事業所等へ協力を要請する。

(2) 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者

（常陸河川国道事務所、高萩工事事務所、都市建設部土木班）

河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ防災関係機関に協力を要請する。

河川等に流入した場合又はそのおそれがある場合は、事業者、県（生活環境部、保健福祉部）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力を得て、中和等無害化処理の実施に努める。

(3) 県（防災・危機管理課）

緊急水質事案対策要領に基づき、公共用水域の水質保全のために迅速な措置を行う。

国や専門家から得た毒劇物の性状、応急措置法等の情報を消防機関等関係機関に提供する。

また、毒劇物がガス化する性状の場合は、水戸地方气象台等と連携し、気象及び大気情報から有毒ガス拡散（濃度）予測等情報を市町村等関係機関に迅速に提供する。

必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、応急対策への協力を要請する。

第2章 災害応急対策計画

第5節 毒劇物取扱施設の事故応急対策

(4) 応急対策協力危険物等取扱事業所

発災事業所や県の要請を受けた場合は、直ちに、防災資機材の提供や応急措置の実施等について協力する。

第2 浄水の安全確保

市は、毒劇物の漏洩事故発生を確認した場合は、直ちに、当該漏洩地点の下流域で取水する森山浄水場及び十王浄水場へ漏洩事故の主旨を通報する。

浄水班は、直ちに巡回チームを編成して採水し、水質検査を実施するとともに、浄水の安全確保及び機能保全のため、取水停止等適切な措置をとる。

場内に流入した場合は、活性炭処理を実施するなど、浄水の安全確保を推進する。

第6節 避難・広報対策

担 当	責 任 者	消防長 総務部長、保健福祉部長、市長公室長
	課	消防部庶務班、警防班、消防部情報班、総務班、総務部庶務班、広報班、 収容班、天気班、関係各班
	関 係 機 関	県防災・危機管理課、日立警察署

第1 避難誘導対策

(1) 市

危険物等災害において、市は人命最優先を第一とし、関係機関と相互に緊密に連携して、迅速に警戒区域、避難区域を設定し、広報活動により避難誘導の徹底を図る。

この際、視聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等を行うよう努める。

(2) 県（防災・危機管理課）

国や協力事業所から危険物等の応急措置情報を迅速に収集する。

また、気象情報、大気情報を収集し、防災関係機関に避難誘導のための情報を提供し、支援する。

第2 災害広報の実施

市は、被害が予想される地区の住民に対し、次の事項について適切・迅速な災害広報を実施する。

特に危険物等事故災害発生時には、不要な動揺と流言飛語の防止など、心の安定のため迅速に正確な情報を広報する。

(1) 広報事項

- ア 災害状況及び避難者の状況
- イ 汚染範囲及び拡大の有無
- ウ 避難指示等の避難情報・誘導の内容
- エ 危険物の種類とその特性
- オ 人命の救助状況
- カ 避難者の状況
- キ 警戒区域の設定及び交通規制の状況
- ク 応急活動状況等

(2) 広報手段

事故災害対策計画第2章第3節第1「災害時広報体制の確立」に準じる。

第7節 搜索、救出・救助、消火・医療救護対策

担当	責任者	消防長
		保健福祉部長
	班	消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班、健康班、関係各班
	関係機関	関係防災機関

第1 搜索、救出・救助、消火活動

市は、消防部を中心として本搜索・救出・救助、消火活動について、普通及び特命出場する。

なお、危険物等災害は災害の特殊性から、消防部は被災事業者、県及び関係機関と緊密な連携を行い、消防隊員の汚染の防止及び施設内外への汚染拡大防止を図りながら搜索・救出・救助、消火対策を実施する。

第2 資機材の調達

消火及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。

消防部は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

第3 医療救護活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、市及び消防部は、事故災害対策計画第2章第5節第1「医療救護」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行う。

第8節 応援要請対策

担当	責任者	総務部長
		消防長
	班	総務班、消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班
	関係機関	県防災・危機管理課、自衛隊

第1 自衛隊の災害派遣要請

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合、風水害対策計画編第3章第14節「自衛隊の災害派遣要請計画」に準じて直ちに県へ要請する。

第2 応援要請

事故災害対策計画第2章第8節「広域応援要請計画」に準じる。

第9節 警戒区域への立入制限、交通規制及び警備の実施

担 当	責 任 者	総務部長 都市建設部長、消防長、市長公室長
	班	総務班、総務部庶務班、都市建設部庶務班、管理班、土木班、 消防部庶務班、警防班、消防部情報班、警備班、広報班
	関 係 機 関	茨城海上保安部、日立警察署

第1 緊急輸送の確保

市は、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急輸送を確保する。

緊急輸送道路においては、直ちに一般車両の通行等を禁止するなどの交通規制を行い、必要に応じて警備業者等の応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとる。

第2 警戒区域の設定

市は、危険物等による汚染状況を把握するため、被災事業者、県及び関係機関の協力を得て情報の収集を行い、その結果を基に専門家等の指導・助言を得ながら総合的に評価し、必要に応じて警戒区域を設定する。

第3 立入制限、交通規制の実施

市は、警戒区域での周辺住民の避難、防災関係者の活動及び災害応急活動の円滑な実施のため、応急対策を実施するもの以外の立入を禁止し、警戒区域へ通じる国道、主要道路並びに海上において被害が予想される地区に向かう車両・船舶の交通規制の協力を広報する。

第4 警戒区域の警備活動

市は、日立警察署及び茨城海上保安部に対して警戒区域の警備実施を要請し、犯罪の防止に努める。

第3章 復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

担 当	責 任 者	生活環境部長
		総務部長、消防長
	課	環境都市推進課、防災対策課、警防課、予防課（各署所）
	関 係 機 関	危険物取扱事業者

第1 汚染物の除去及び施設の復旧

事故の原因者は、関係機関及び市の指導・助言のもと、危険物及び汚染物の除去及び洗浄作業を実施し、施設の復旧を図る。

その際、市及び関係機関は、必要に応じ指導・支援を行い、迅速な復旧に努める。

第2 各種制限措置等の解除

市は、各種指示、制限措置を解除することが適当であると判断した場合には、専門家等の指導・助言を得て各種指示、制限措置の解除を決定し、関係機関に通知する。

また、各放送機関に対し緊急放送を要請し、住民等に周知徹底する。